

チェックシート（改訂徳島版）利用マニュアル

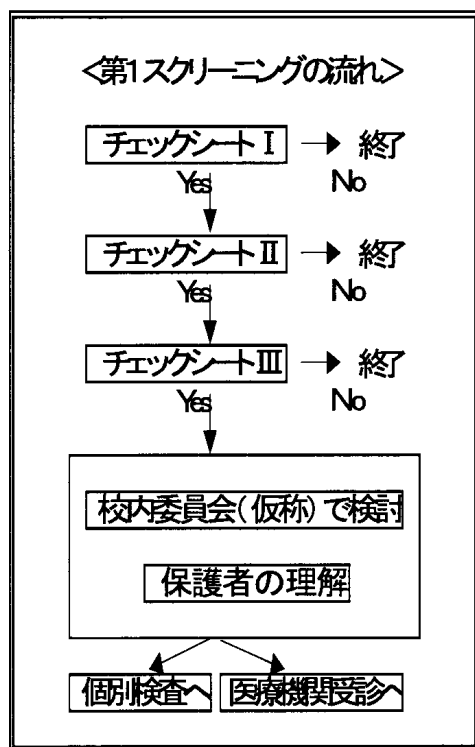
1. はじめに

このチェックシートは、地域の学校の通常の学級に在籍している「特別な支援を必要とする子ども」をチェックするために、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」における判断基準（試案）を参考として、徳島県教育委員会学校政策課が作成し、その後一部改訂したものです。

前述の最終報告によると、通常の学級に在籍している子どもの中には、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症等が疑われることにより、学びにくさやつまずきのある子が約6%在籍していると示されています。これらの子どもたちは、全般的にみると知的な遅れはありませんが、ある特定の分野においては学びにくさを有しています。学年が進むにつれ、苦手な分野での学びにくさは顕著になることがあります。中には、十分な対応ができなかったためにそれが二次的な問題に発展する場合があります。

このチェックシートは、これらの学びにくさやつまずきのある子どもを学校場面での観察によるチェックを通し、早期に発見し、対応を考えることを目的としています。

2. チェックシートの記入にあたって



チェックシートは、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3種類があり、3段階のチェックシートになっています。より適切な評価をするために、必ず複数の教師の目でチェックすることが大切です。

(1) チェックシートⅠ 気になる子いませんか！

通常の学級に在籍する子ども全員を対象として実施してください。

【判断】チェックあり→チェックシートⅡへ
チェックなし→終了

(2) チェックシートⅡ 気づきチェックシート

ここでは、チェックシートⅠに該当する子どもについて個別に全項目をチェックします。幼稚園用、小学校低学年用、小学校高学年用、中・高校生用の4種類があるので、該当する学年用のチェックシートⅡで実施してください。

【判断】チェックあり→チェックシートⅢへ
チェックなし→終了

チェックシートⅡの右端に、チェックシートⅢへ進む領域の番号を括弧内に記しております。チェックシートⅡの、横に並んだ2つの項目中、一つでも該当があればチェックシートⅢの括弧内で示された番号の領域へ進んでください。

(3)チェックシートⅢつまずきチェックシート

幼稚園用，小・中・高校生用の2種類があります。該当領域の項目すべてをチェックしてください。

【判断】領域によって得点合計の出し方が違うので注意してください。

①領域1「聞く」～領域6「推論する」

それぞれの項目を0～3点の4段階で評価し、一つの領域5項目の合計がその領域の得点合計となります。少なくとも一つの領域で得点合計が12以上の場合、その領域において顕著な学びにくさを有していると判断できます。

②領域7「不注意」・領域8「多動性－衝動性」

それぞれの項目を0～3点の4段階で評価します。0点と1点は0点，2点と3点は1点に換算し、一つの領域9項目の合計がその領域の得点合計となります。(7)か(8)いずれかの領域で合計得点が6以上の場合、行動面などに顕著な学びにくさを有していると判断できます。

③領域9「対人関係やこだわり等」

それぞれの項目を0～2点の3段階で評価します。全27項目の合計がこの領域の得点合計となります。得点合計が22以上の場合、集団参加や行動面などに顕著な学びにくさを有していると判断できます。

※ このチェックシートによって、LD・ADHD・高機能自閉症等の診断をするものではありません。

(4)校内委員会等での検討

チェックシートⅢの得点合計が、次の①②③のいずれかに該当する場合、学びにくさを有していると判断できます。

- ①領域1「聞く」～領域6「推論する」で得点合計12以上
- ②領域7「不注意」・領域8「多動性－衝動性」で得点合計6以上
- ③領域9「対人関係やこだわり等」で得点合計22以上

学びにくさを有していると判断された子どもについては、各学校で設置している校内委員会等において、チェックシートの結果や学習状況，社会生活状況等の資料を基に，個別検査の必要性，医療機関受診の必要性，校内における今後の支援についての方策などを検討する必要があります。支援の仕方など，校内の全教職員で共通理解して関わるのが大切です。

3. 個別検査の実施，医療機関の受診にあたって

チェックシートⅢで，顕著な学びにくさを有していると校内委員会等で判断された場合，個別の心理検査（WISC-Ⅲ，WISC-R，K-ABC等）を実施し，領域別の達成度から学びにくさの要因を分析することができます。また，医療機関を受診することにより，学びにくさの要因を医学面からも分析することができます。個別検査や医療機関からの情報により，より子どもの実態

に応じた対応を考えることが可能となります。個別検査の実施を勧めるか、医療機関の受診を勧めるかについては、校内委員会等で十分な検討をしてください。

個別検査の実施、医療機関の受診にあたっては、次のことに注意をしてください。

(1) 個別検査の実施にあたって

- ① 検査の目的、必要性などを保護者に説明し、必ず保護者の了解のもとに実施をしてください。
- ② 検査結果は個人情報ですから、記録用紙等の管理を確実にお願いします。
- ③ 検査から得られた情報を、必ず保護者へ報告してください。

(2) 医療機関受診にあたって

- ① 医療機関受診を保護者に勧める場合、その必要性等を十分に説明し、納得の上で受診してもらってください。
- ② 医療機関受診は必ず保護者に行ってもらってください。教師のみで児童生徒を連れて医療機関へ行くことはできません。
- ③ 受診結果は、保護者から聞いてください。教師が受診した医療機関へ直接連絡することはできません。
- ④ 受診結果、診断名など、職務上知り得た情報であるため守秘義務があることを常に意識してください。